

立花証券 e 支店の投資勧誘方針（e 支店用）

立花証券 e 支店は、「金融商品の販売等に関する法律」、「金融商品取引法」、その他関係諸法令を遵守し、以下の方針に則り、お客様に金融商品の適正な勧誘を行ってまいります。

<立花証券 e 支店における投資勧誘の定義>

- ・弊社 e 支店における投資勧誘とは、ホームページ等の媒体を通じて取扱商品等の案内等を行うことを指します。これらは情報提供を行うことを主な目的としているものであり、お客様に対して、特定の商品や銘柄等を個別に積極的に推奨するものではありません。
- ・弊社 e 支店は、お客様の判断と責任において取引が行われるよう、適切な情報提供に努めます。

<投資勧誘の基本方針>

- ・弊社 e 支店は、お客様の氏名、住所、投資目的、資産の状況、有価証券投資の経験の有無等を記載した「顧客カード」を備え置き、投資経験、投資目的、資力等を十分把握したうえ、お客様の意向と実情に適合した投資勧誘に努めます。

<法令・諸規則の遵守>

- ・弊社 e 支店は情報提供・投資勧誘にあたっては、常にお客様の信頼の確保を第一義とし、法令・諸規則等を遵守し、適切な勧誘が行われるよう、内部管理体制の強化に努めます。

<商品の説明・表示等>

- ・弊社 e 支店は、取扱商品の内容やリスク等について適切な説明に努めます。
- ・ホームページ上の表示内容については、監査部門で確認を行い、適切な表示が行われるよう努めます。

<知識技能の修得と研さん>

- ・弊社の役職員は、お客様の信頼と期待を裏切らないよう、常に知識技能の修得、研さんに努めます。

<プライバシーの保護>

- ・弊社 e 支店は、業務上知り得たお客様のプライバシーに関する情報について、厳重な管理を行い、その保護には細心の注意を払います。

<電話等による連絡>

- ・弊社 e 支店では、お取引に関して必要と判断した連絡の場合を除き、お客様への電話連絡を行いません。また必要に応じて、電子メールを利用してご連絡する場合があります。
- ・お客様へのご連絡が必要と判断する場合の例として、以下のようなものがあります。
 - (1) 不足金、立替金の状況等に関しての連絡が必要な場合
 - (2) 信用取引における保証金の状況、期日等の連絡が必要な場合
 - (3) 信用取引口座等の口座開設申込みに関する電話審査の場合
 - (4) その他の重大または緊急を要する事務連絡の場合